

平成 27 年 10 月制度開始後 令和 7 年 10 月 1 日までに
8,953 人の方が登録してくださっています。

届出制度は法律に基づき、離職された方全員に
届出努力義務があります。

[届出](#)は 2 つの方法があります。

①個人で届け

②[施設一括](#)で届け

毎月末でまとめたデータを[添付](#)の通り
お知らせしています。

★ 届出制度は届出内容の更新もお願いしています。
情報が変更になった場合は、ご協力をお願いします。

問合せ先：静岡県ナースセンター
TEL 054-202-1761

届出制度について（令和 7 年 9 末現在）

就業状況（9 月届出者 40 人のうち）

就 業 中 ・ 就 業 予 定 (看 護 師 等)	就 業 中 ・ 就 業 予 定 (看 護 師 等 以 外)	就 業 し て い な い	就 業 し て い な い が 求 職 中	学 生	そ の 他	未 選 択	計
17 人	4 人	10 人	7 人	0 人	1 人	1 人	40 人
42. 5%	10. 0%	25. 0%	17. 5%	0. 0%	2. 5%	2. 5%	100. 0%

届出を頂いた方へ再就業支援コーディネーターからナースセンターの紹介などのお手紙を差し上げた上でご連絡をさせていただき、今後のお仕事について伺っています。

令和 4 年 4 月からの月別届出数は下記の通りです。
一括届出ご担当の方には今後ともお手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いします。

